

就職・転入・転出の時には

国民健康保険の手続きをお忘れなく

問 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851

他の市町村から転入した
他の市町村に転出する
会社の社会保険をやめた
会社の社会保険に加入した など



国民健康保険の加入・脱退の手続きを行ってください。社会保険をやめた・加入した場合には、確認書類として離職票や新しい社会保険の保険証などが必要です。脱退手続きが遅れると、**手続きが完了するまで国民健康保険税が請求されますのでご注意ください。**

進学のため転出する場合

- 手続きすることで、氷川町の国民健康保険の加入者として保険証を発行します。
 - ・ 転出先の市町村で新たに国民健康保険に加入する必要はありません。
 - ・ 国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主にこれまで通り課税されます。
- 手続きには学生証の写しまたは在学証明書の原本が必要です。

国民健康保険の手続きは
町民課または宮原振興局まで
脱退手続きはオンラインでも▶



後期高齢者医療制度の保険料が見直されます

問 町民課 国保年金係 ☎0965-52-5851

令和6年度・7年度保険料

後期高齢者医療の保険料は被保険者一人ひとりに課され、県内均一です。

保険料年額
限度額80万円
(※1)

=

均等割額
58,000円

+

所得割額
(総所得金額等 - 43万円) × 所得割率10.98%
(※2)

所得が低い人の保険料軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が右の基準額以下となる場合、均等割額が軽減されます。(世帯の状況に応じて、基準額に加算がされる場合があります。)

軽減の基準額	軽減割合
43万円以下	7割
(43万円 + 29万5,000円 × 被保険者数) 以下	5割
(43万円 + 54万5,000円 × 被保険者数) 以下	2割

(※1) 令和6年3月31日までに75歳になった被保険者と令和7年3月31日までに障害認定により被保険者になった人は73万円となります。

(※2) 令和5年の総所得額等から基礎控除を差し引き、58万円までの人は10.8%となります。

もっと安心・便利に！

4/1

利用開始

セミセルフレジ・キャッシュレス決済端末を設置します

問 出納室 ☎0965-52-5857

01 セミセルフレジとは？

自分でお金を入れて、釣銭も自分で受け取る形のレジです。
感染症対策はもちろん、窓口の混雑緩和や釣銭の渡し間違いが減るなどのメリットがあります。

現金以外の支払いも可能になります

- クレジットカード (Visa・MasterCard・JCB・AMERICAN EXPRESS)
- 電子マネー (WAON・nanaco・iD・楽天edy)
- QRコード (PayPay・d払い・楽天Pay)

役場など3カ所で利用できます

- 設置場所
役場出納室・宮原振興局・氷川町文化センター
- 利用可能時間
平日8時30分～17時15分まで

02 キャッシュレス決済に対応する料金は？

- 住民票や印鑑証明書などの交付手数料
- 所得証明書や納税証明書などの交付手数料
- 犬の登録手数料や狂犬病予防接種の費用
- 電北体育センターや桜ヶ丘グラウンドなど町内施設の使用料 など

※キャッシュレス決済の注意点

- ①一括払いのみとなります ②領収書は発行されません (利用明細書が発行されます)
- ③電子マネーへのチャージはできません ④現金との併用はできません

住民税、介護保険料、保育料、下水道使用料などキャッシュレスでは支払えないものもあります。



角型2号封筒
4枚募集

- ・ 1枚 (100mm×125mm)
あたり20,000円
- ・ 20,000枚作成



長型3号封筒
2枚募集

- ・ 1枚 (100mm×90mm)
あたり20,000円
- ・ 50,000枚作成

町からの文書の送付に使う封筒裏面の有料広告を募集します。申込方法や留意事項など詳細は、ホームページをご確認ください。

※掲載期間は封筒作成後在庫がなくなるまでの約1年間です。



公用封筒広告募集

問 出納室 ☎0965-52-5857

4月26日(金) 締切